

令和7年度神奈川県L Pガス物価高騰対応支援金（第7期事業）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し必要な支援を実施するため、液化石油ガス販売事業者等がこれらの者に対して負担軽減を行った場合に、予算の範囲内において支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)

第3条第1項の登録を受けている者

(2) ガス小売事業者 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の登録を受けている者

2 この要綱において使用する用語は、前項各号に定めるもののほか、関係法令等において使用する用語の例による。

（支援金の支給の対象事業及び対象者）

第3条 支援金の支給の対象となる事業は、次項各号に掲げる者が県内の一般消費者等に対し、L Pガスの物価高騰に伴い、令和7年7月から9月におけるL Pガスの使用料金の負担軽減を遡及して行う事業（以下「支援金事業」という。）とする。

2 支援金の支給の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 液化石油ガス販売事業者であって、県内の一般消費者等に販売しているもの

(2) ガス小売事業者のうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給し、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上である小売供給を行う事業※を行うものであって、県内の一般消費者等（液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等と同視できる者に限る。）に販売しているもの

※ いわゆる旧簡易ガス事業のことをいう。

（支援金事業の対象等）

第4条 支援金事業の対象等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和7年8月末日までに販売契約を締結した一般消費者等に対して、令和7年10月から同年11月までの間におけるL Pガス使用料金の請求において、値引き販売を行った場合を支援金の対象とする。

(2) 支援金1件あたりの上限は、1,710円とし、実際の値引き額がこの額を下回った場合は、下回った金額を支給する。

(支援金の算定方法)

第5条 支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額を合算した額とする。

消費者の負担軽減の経費	県内一般消費者等1件当たり最大1,710円
支援金事業の実施のための経費	150,000円×販売所・営業所数

(支援金事業への参加申請)

第6条 第3条第2項各号に掲げる者であって支援金の支給を受けようとするものは(施行日)から令和7年10月31日までの間に、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第7期事業)参加申請(申出)書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に申請をしなければならない。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することを証する書面

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項に関わらず、次のいずれかに該当する者は神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第7期事業)参加申請(申出)書(第1号様式)により、知事に申し出なければならない。

(1) 令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金支給要綱(令和5年6月15日施行)第7条に基づき、令和5年度上半期におけるLPガスの使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

(2) 令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第2期事業)支給要綱(令和5年12月18日施行)第7条に基づき、令和5年10月から12月におけるLPガス使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

(3) 令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第3期事業)支給要綱(令和6年2月7日施行)第7条に基づき、令和5年1月から3月におけるLPガス使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

(4) 令和6年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第4期事業)支給要綱(令和6年7月12日施行)第7条に基づき、令和5年4月から5月におけるLPガス使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

(5) 令和6年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第5期事業)支給要綱(令和7年2月25日施行)第7条に基づき、令和6年8月から10月におけるLPガス使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

(6) 令和6年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金(第6期事業)支給要綱(令和7年2月25日施行)第7条に基づき、令和7年1月から3月におけるLPガス使用料金の負担軽減に係る事業を行ったもの。

3 第1項の申請をした者がその申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面(任意様式)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(事業承認)

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請を受けた場合には、これを審査し、行おうとする負担軽減が支援金事業として認めることができるときは、当該負担軽減策を支援金事業として承認するものとする。

- 2 知事は、前項の承認（以下「事業承認」という。）をしたときは、事業承認をした者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第7期事業）参加承認通知書（第2号様式）により、その旨の通知を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、行おうとする措置が支援金事業として認めることができないときは、当該負担軽減策を支援金事業として承認しないものとする。
- 4 知事は、前項の不承認（以下「事業不承認」という。）をしたときは、事業不承認をした者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第7期事業）参加不承認通知書（第3号様式）により、その旨の通知を行うものとする。
- 5 事業承認には、条件を付することができる。

（事業承認後の支援金事業不実施の申出）

第8条 第3条第2項各号に掲げる者であつて、第7条第1項の事業承認を受けたもの（以下「支援事業者」という。）又は第6条第2項の申出を行った者が、支援金事業の実施をやめようとするときは、事業承認の通知を受けた日又は第6条第2項の申出を行った日から10日を経過する日までに、書面（任意様式）により、知事にその旨を申し出なければならない。

（支援金事業の実績報告）

第9条 支援事業者は、支援金事業を完了したときは、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第7期事業）交付申請書兼実績報告書（第4号様式）に次掲げる書類を添えて、その完了の日から30日を経過する日までに、その実績について報告をしなければならない。

ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、知事が求めた期日までに実績を報告するものとする。

- (1) 第4条第1号及び第2号の負担軽減を行った県内の一般消費者等の一覧
- (2) その他知事が必要と認める書類

（支援金の支給）

第10条 知事は、前条の報告を受けたときは、これを審査し、支援金を支給することが適当であると認めるときは、支給決定を行うものとする。

- 2 前項の支給決定を行ったときは、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第7期事業）支給決定通知書（第5号様式）により、支援事業者に対し通知するものとする。

（事業承認の取消し）

第11条 知事は、支援事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、事業承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 事業承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に基づき知事が行った指示に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、支援金事業の趣旨に照らし事業承認を取り消すことが適当であると認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき事業承認を取り消したときは、事業承認を取り消した支援事業者に対し、神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第7期事業）承認取消通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（支援金の返還）

- 第12条 前条の規定に基づき事業承認を取り消された者は、取り消された事業承認に基づき支給された支援金を返還しなければならない。
- 2 知事は、返還の期限その他支援金の返還に関し必要な事項について、前項の事業承認を取り消された者に対し指示するものとする。

（検査及び指示）

- 第13条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支援事業者に対し報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、支援金事業の実施又は支援金の支給上必要があると認めるときは、支援事業者に対し、支援金事業の実施方法その他の事項について指示をすることができる。

（暴力団排除）

- 第14条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれか該当する場合は、支援金支給の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの。
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、支援金の支給を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（帳簿書類の整備）

- 第15条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及

び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

- 2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第16条 支援事業者は、次の各号（法人以外の者にあつては、第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、速やかに書面（任意様式）をもって、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 法人番号を変更したとき。
- (4) 住所を変更したとき。
- (5) その他、申請内容に変更があつたとき。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。